

第6期村上市障がい福祉計画
第2期村上市障がい児福祉計画
(案)

令和3年3月
村上市

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画の概要	4
(1) 計画策定の趣旨	4
(2) 計画の位置づけ	5
(3) 計画の期間	6
2 計画の策定体制	7
(1) 策定体制	7
(2) パブリックコメントの実施	7

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 人口・世帯	9
(1) 人口の状況	9
(2) 世帯の状況	10
2 障害者手帳等の状況	11
(1) 身体障がい者（児）の状況	11
(2) 知的障がい者（児）の状況	12
(3) 精神障がい者（児）の状況	13
3 アンケート調査の概要	14
(1) 実施概要	14
(2) 福祉に関するアンケート調査結果概要	15
(3) 障がい者福祉に関するアンケート調査（障がい児用）結果概要	20

第3章 福祉サービス等の数値目標

1 成果目標及び活動指標	32
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	32
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	32
(3) 地域生活支援拠点の整備	33
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	33
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	35
(6) 相談支援体制の充実・強化等	35
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	37
2 障がい福祉サービス等の見込量	38
(1) 訪問系サービス	38
(2) 日中活動系サービス	39
(3) 居住系サービス	40
(4) 相談支援	40
(5) 障がい児支援	41
(6) 発達障がいのある人等に対する支援	42

3 地域生活支援事業の見込量.....	42
(1) 必須事業.....	43
(2) 任意事業.....	48
資料編	
資料1 村上・岩船地域自立支援協議会委員名簿.....	51
資料2 策定の経過	51

第1章 計画策定にあたって

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

平成 18 年に施行された「障害者自立支援法」が、平成 25 年に見直され、障がい者の範囲に難病患者等を追加し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化など、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）」が施行されました。また、平成 28 年に改正された「障害者総合支援法」が、平成 30 年 4 月から施行され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備が進められることとなりました。

このような中、本市では、平成 29 年 3 月に「第3次村上市障がい者計画」、「第5期村上市障がい福祉計画」及び「第 1 期村上市障がい児福祉計画」を策定し、その基本理念を「お互いの個性を尊重し、活き活きと安心して暮らせる支え合いのまちづくり」と定め、障がい者福祉施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

このたび、「第5期村上市障がい福祉計画」及び「第 1 期村上市障がい児福祉計画」が、令和 2 年度で計画期間満了となることから、新たな国の制度や指針に基づく「第6期村上市障がい福祉計画」及び「第2期村上市障がい児福祉計画」を策定します。

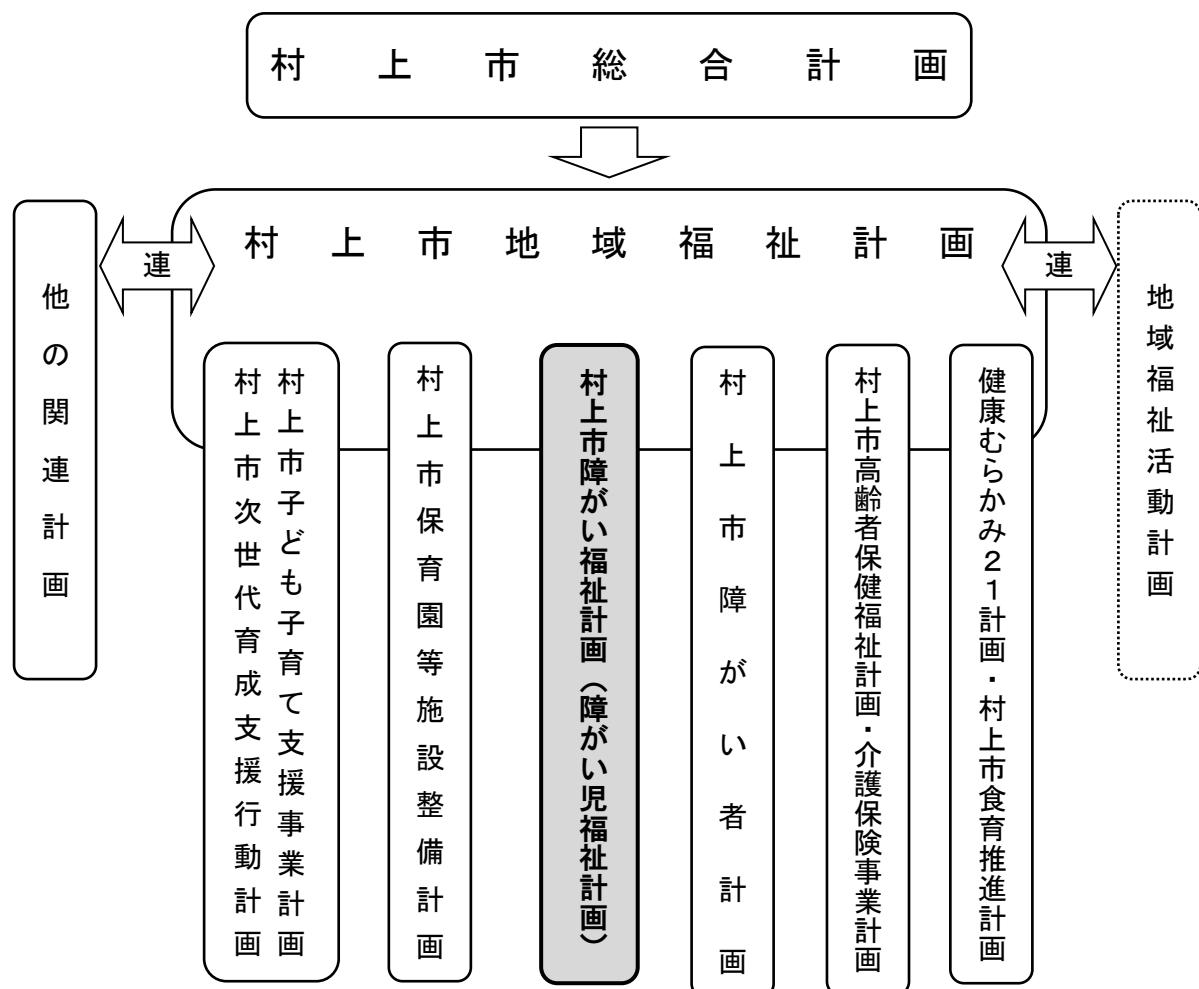
(2) 計画の位置づけ

①法的位置づけ

「第6期村上市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づくもので、「障がい者計画」の基本方針を踏まえ、整合性を保ちながら、障害者総合支援法に定める障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な施策やサービス見込量を示した計画として位置づけています。また「第2期村上市障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法や児童福祉法の趣旨を踏まえ、「第6期村上市障がい福祉計画」と一体的に作成し、障がい児通所支援等を提供するための体制の確保やサービス見込量を示した計画として位置づけています。

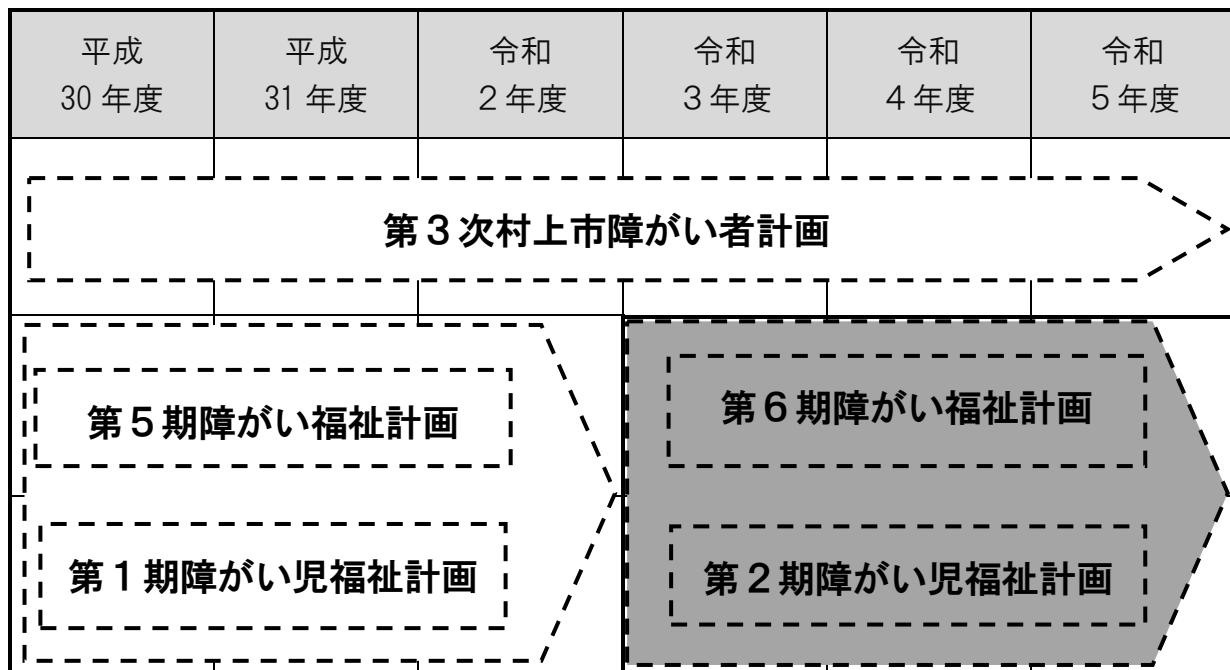
②関連計画との整合性

本市の上位計画である「村上市総合計画」・「村上市地域福祉計画」など、その他関連計画との整合性を図り策定しています。



(3) 計画の期間

「第6期村上市障がい福祉計画」及び「第2期村上市障がい児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間として策定します。



2 計画の策定体制

(1) 策定体制

①村上・岩船地域自立支援協議会

本計画策定にあたり、「村上・岩船地域自立支援協議会」で、委員から計画の策定及び推進に関する意見や助言をいただきながら、計画を推進していきます。

※「村上・岩船地域自立支援協議会」

障害者総合支援法第89条の3第1項に基づく、障がい者等への支援の体制整備を図るために、関係機関、関係団体並びに障がい者等及びその家族並びに障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会です。

※「市町村障害福祉計画」

障害者総合支援法第88条第8項に基づいて、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとすると場合は、あらかじめ、協議会の意見を聞くよう努めなければなりません。

②アンケートの実施

障がいのある人の生活実態や障がい福祉サービスの利用状況等の計画策定に必要な基礎資料を得ることを目的として、障害者手帳等の所持者や障がい福祉サービス事業者を対象にアンケートを実施しました。

(2) パブリックコメントの実施

計画の素案について、市のホームページ、市役所本庁、各支所での閲覧、市報への掲載等により公開し、広く市民からの意見を募集することにより、それらの意見を計画に反映しています。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

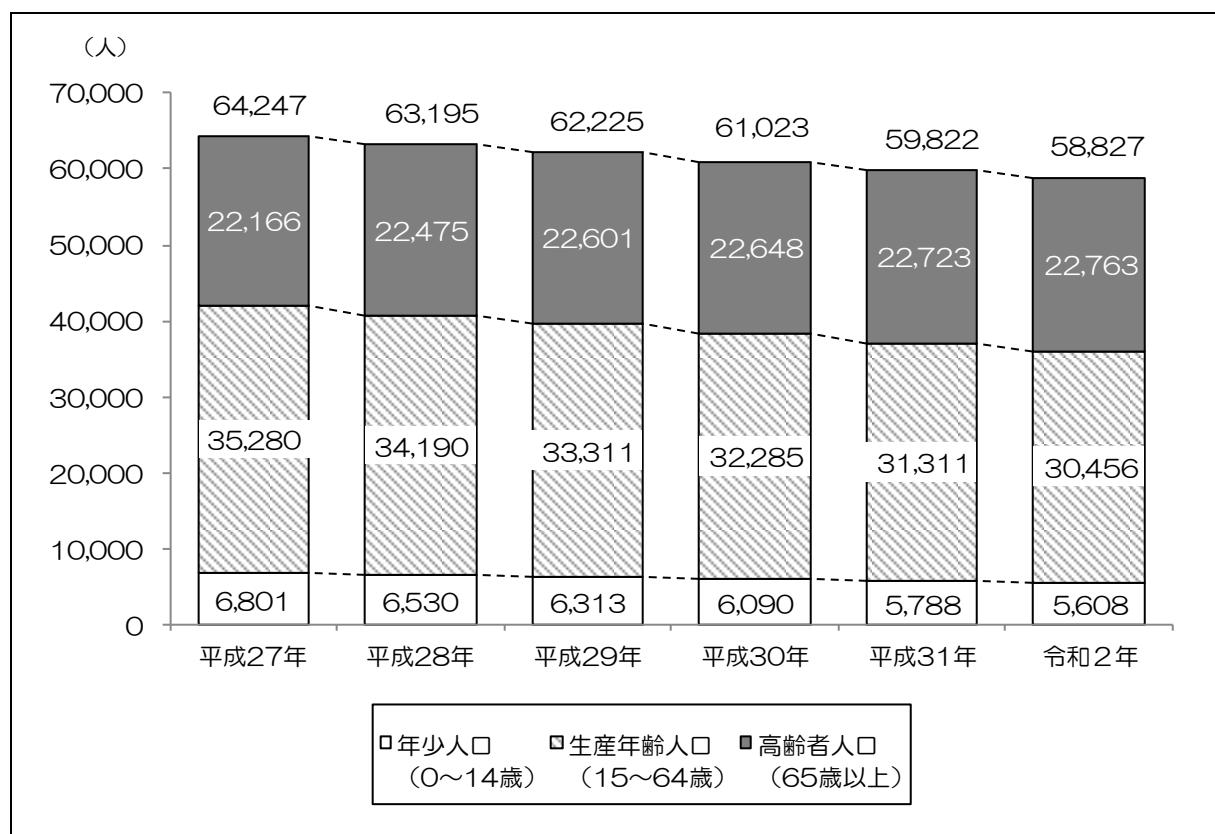
1 人口・世帯

(1) 人口の状況

本市の人口は、令和2年4月1日現在で58,827人です。平成27年以降緩やかな減少傾向にあり、平成27年から令和2年の5年間で5,420人減少しています。

年齢別にみると、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にある一方、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少しています。

図表 年齢3区分別人口の推移



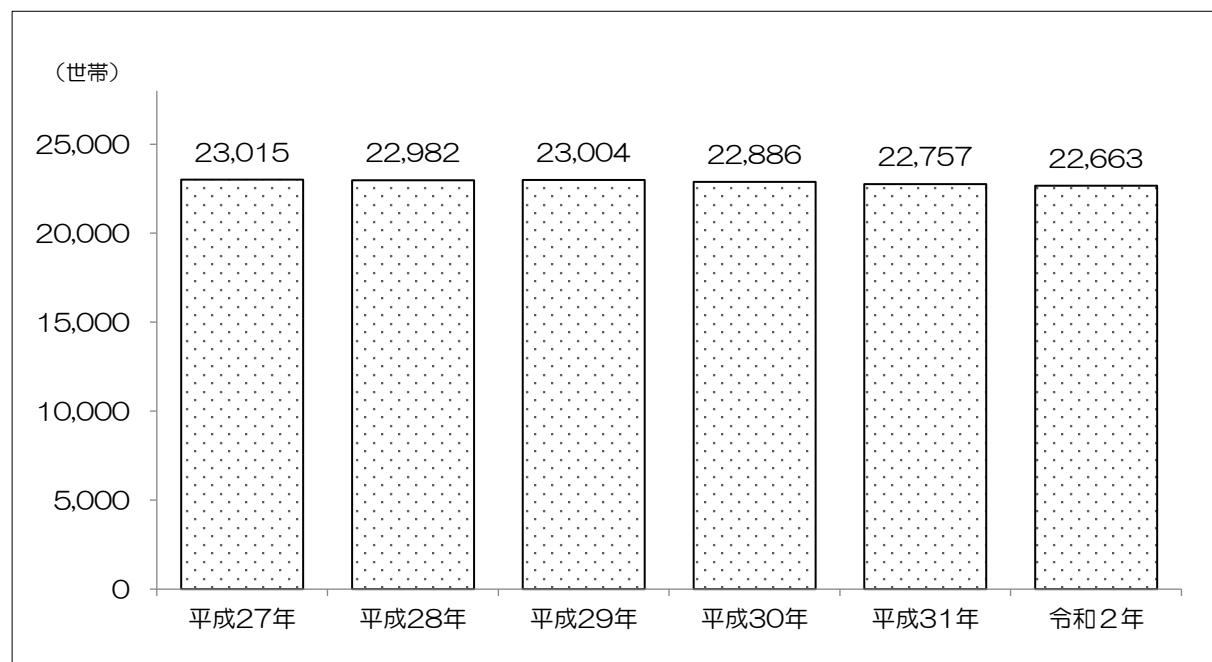
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

本市の世帯数は、令和2年4月1日現在で22,663世帯となっており、平成29年にやや増加しましたが、平成30年以降は減少しています。

1世帯あたり人員は減少傾向にあり、平成27年の2.79人から令和2年には、2.60人となっています。核家族化の進展や一人暮らしの増加がうかがえます。

図表 世帯数の推移



年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
世帯数	23,015	22,982	23,004	22,886	22,757	22,663
1世帯あたり人員	2.79	2.75	2.70	2.67	2.63	2.60

資料 住民基本台帳（各年4月1日現在）

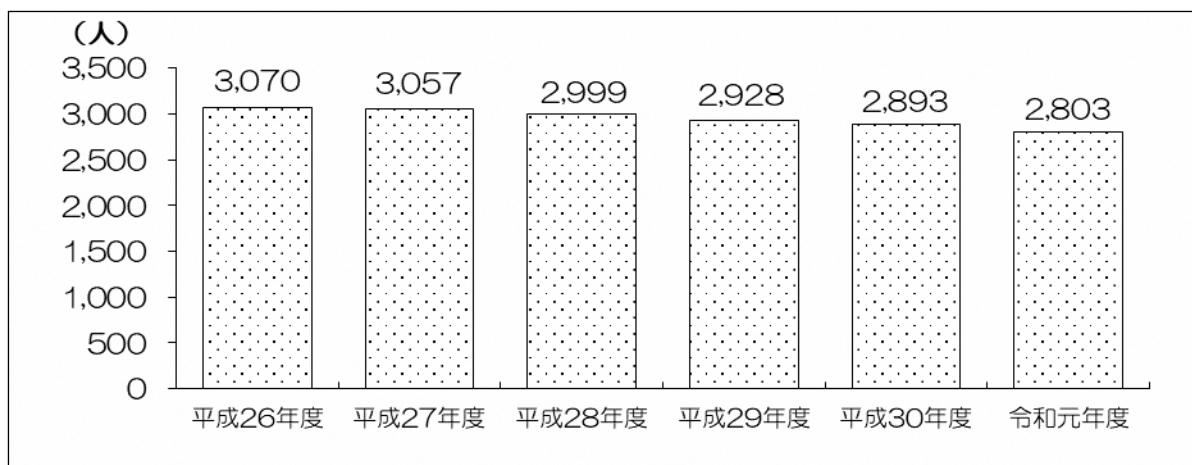
2 障害者手帳等の状況

(1) 身体障がい者（児）の状況

本市における身体障害者手帳所持者数は緩やかに減少していますが、総人口に占める割合は、ほぼ横ばいの傾向にあります。

等級別では、それぞれ増減傾向に違いがあるものの、平成26年度から令和元年度までの5年間の増減幅をみると「5級」を除いて、減少傾向にあります。また種類別にみると、「肢体不自由」が多くを占めています。

図表 身体障害者手帳所持者数の推移



(単位：人)

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
等級別	1 級	879	892	871	830	800	772
	2 級	490	464	459	444	437	424
	3 級	557	562	550	552	564	536
	4 級	677	671	654	654	646	640
	5 級	151	159	165	160	162	165
	6 級	316	309	300	288	284	266
割合		4.78%	4.84%	4.82%	4.80%	4.84%	4.76%
種類別	視覚障害	148	149	144	137	135	137
	聴覚・平衡機能障害	395	385	369	359	348	331
	音声・言語・そしゃ <機能障害	38	35	35	33	37	36
	肢体不自由	1,808	1,781	1,738	1,677	1,640	1,567
	内部障害	681	707	713	722	733	732
合計		3,070	3,057	2,999	2,928	2,893	2,803

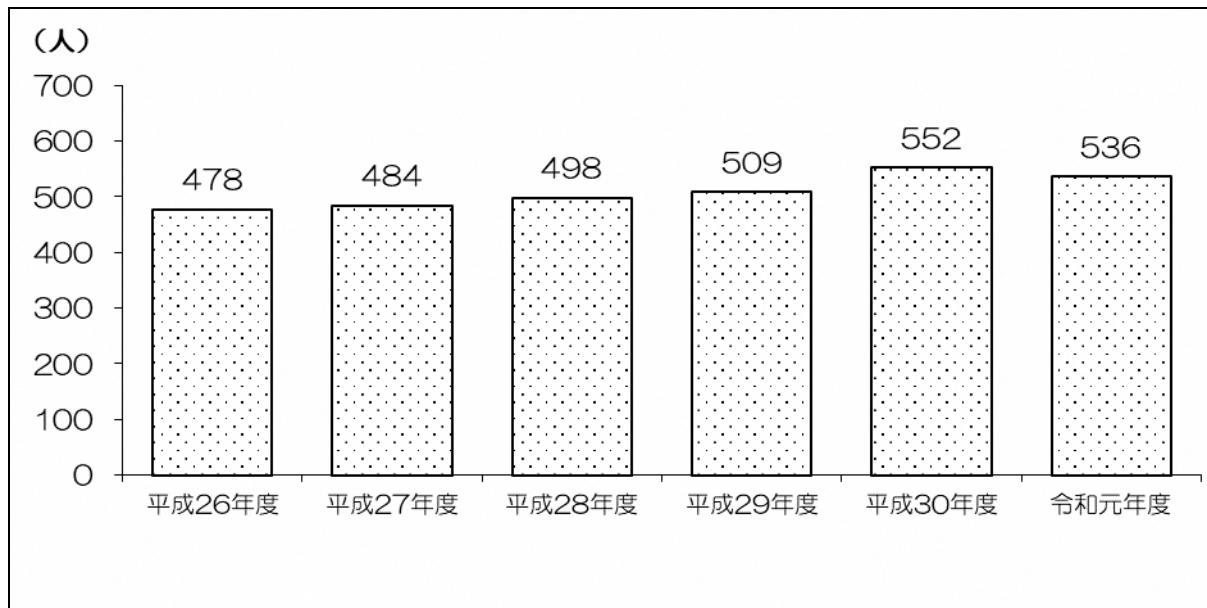
資料：市福祉課（各年度末現在）

(2) 知的障がい者（児）の状況

本市の療育手帳所持者数は、平成30年度までは増加傾向にあり、令和元年度末現在で536人となっています。総人口に占める割合も同様の傾向となっています。

等級別にみると、A（最重度・重度・中度かつ身体障害1～3級）所持者はほぼ横ばいに推移しており、B（中度・軽度）所持者は平成30年度までは増加傾向がみられます。

図表 療育手帳所持者数の推移



(単位：人)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
全	体	478	484	498	509	552	536
年 齢 別	18歳未 満	64	64	67	66	90	71
	18歳以 上	414	420	431	443	462	465
割合		0.74%	0.77%	0.80%	0.83%	0.92%	0.91%
区 分 別	A	189	190	189	189	194	190
	B	289	294	309	320	358	346
合計		478	484	498	509	552	536

資料：市福祉課（各年度末現在）

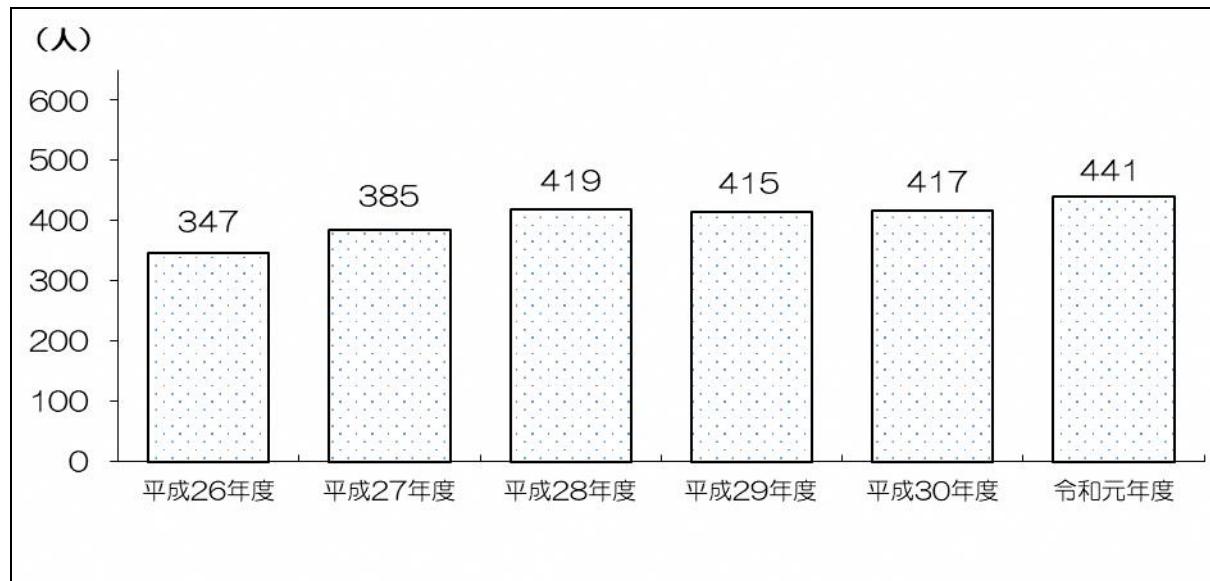
(3) 精神障がい者（児）の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成26年度以降増加傾向にあります。

また、総人口に占める割合も同様に増加傾向を示しています。

等級別では、「2級」が全体の約8割を占めています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(単位：人)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全	体	347	385	419	415	417	441
年齢別	18歳未満	0	3	1	3	5	7
	18歳以上	347	382	418	412	412	434
割合		0.54%	0.61%	0.67%	0.68%	0.70%	0.75%
区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
等級別	1級	53	52	59	52	49	53
	2級	265	300	330	336	334	356
	3級	29	33	30	27	34	32
合計		347	385	419	415	417	441

資料：市福祉課（各年度末現在）

3 アンケート調査の概要

(1) 実施概要

①調査の目的

このアンケート調査は、障がいのある人の状況を把握するとともに、障がい福祉サービス等の事業運営を検討するための基礎資料として、障がい福祉サービスを利用されている方のご意見をお聞かせいただくために実施したものです。

②調査の概要

i) 福祉に関するアンケート調査

- 調査対象：市内在住で身体障害者手帳、又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の中から、無作為に抽出しました。
- 調査期間：令和2年7月17日～8月3日
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 配布・回収状況：

配布数	回収数	回収率
400人	243人	60.8%

ii) 障がい者福祉に関するアンケート調査（障がい児用）

- 調査対象：障がい児及びその家族
- 調査期間：令和2年7月17日～8月3日
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 配布・回収状況：

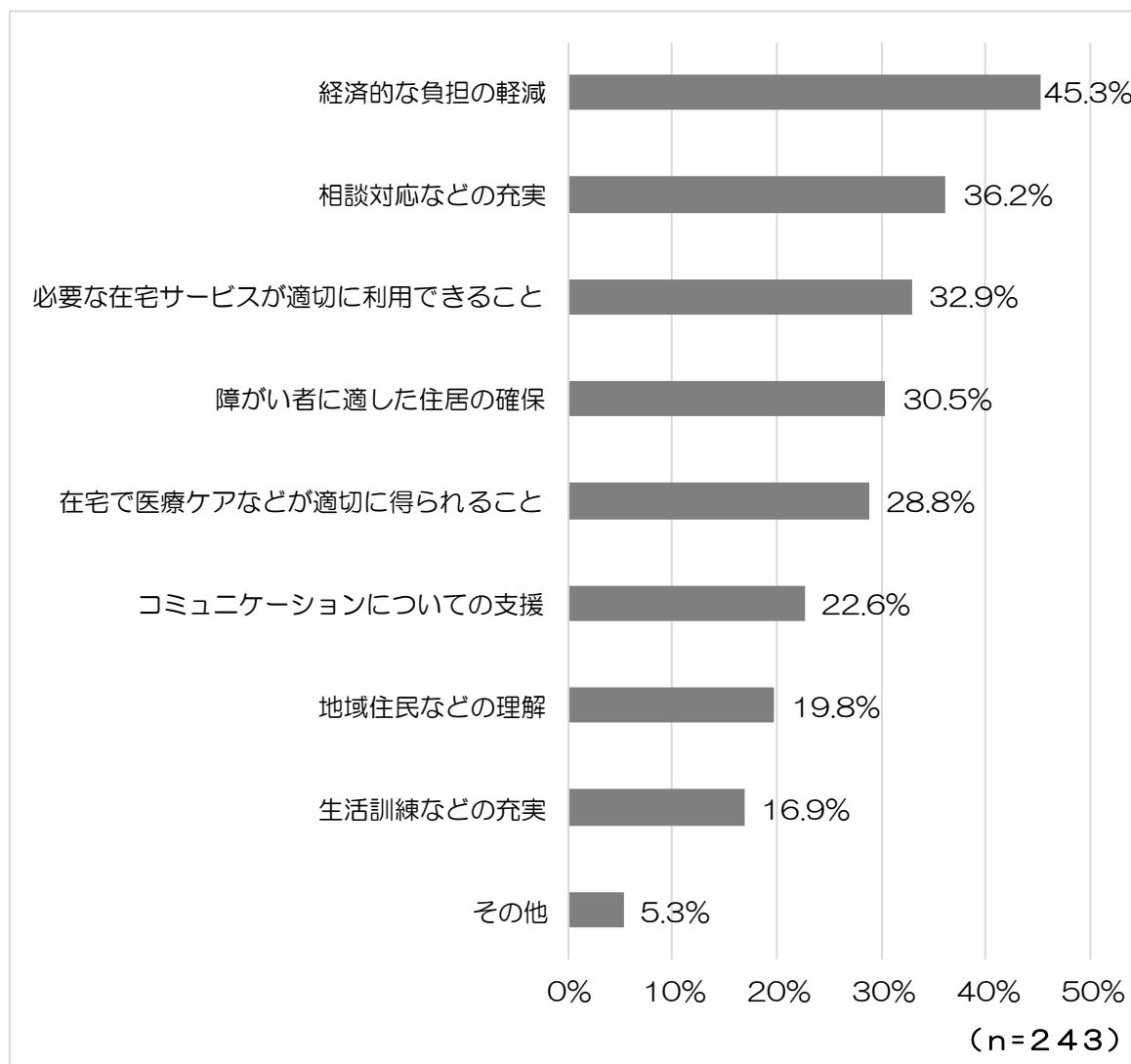
配布数	回収数	回収率
100人	51人	51.0%

(2) 福祉に関するアンケート調査結果概要

※結果は一部です。

1. 地域で生活するために必要な支援

地域で生活するために必要な支援は、「経済的な負担の軽減」が45.3%と最も高く、次いで「相談対応などの充実」が36.2%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が32.9%となっています。

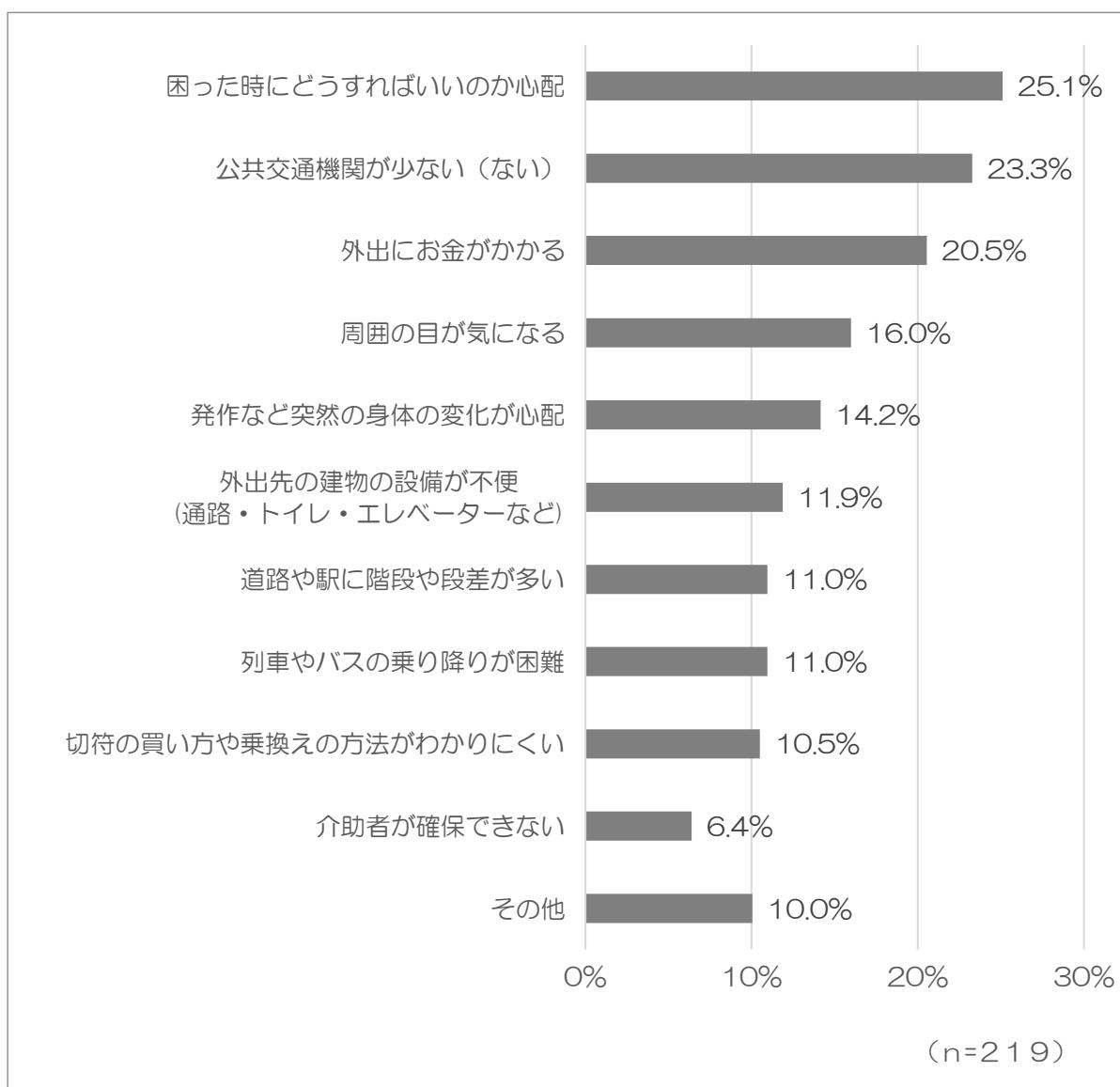


【その他】

- ・支援してほしい
- ・求人支援
- ・答えることができない
- ・今までよい

2. 外出する時に困ること

外出する時に困ることは、「困った時にどうすればいいのか心配」が25.1%と最も高く、次いで「公共交通機関が少ない（ない）」が23.3%、「外出にお金がかかる」が20.5%となっています。

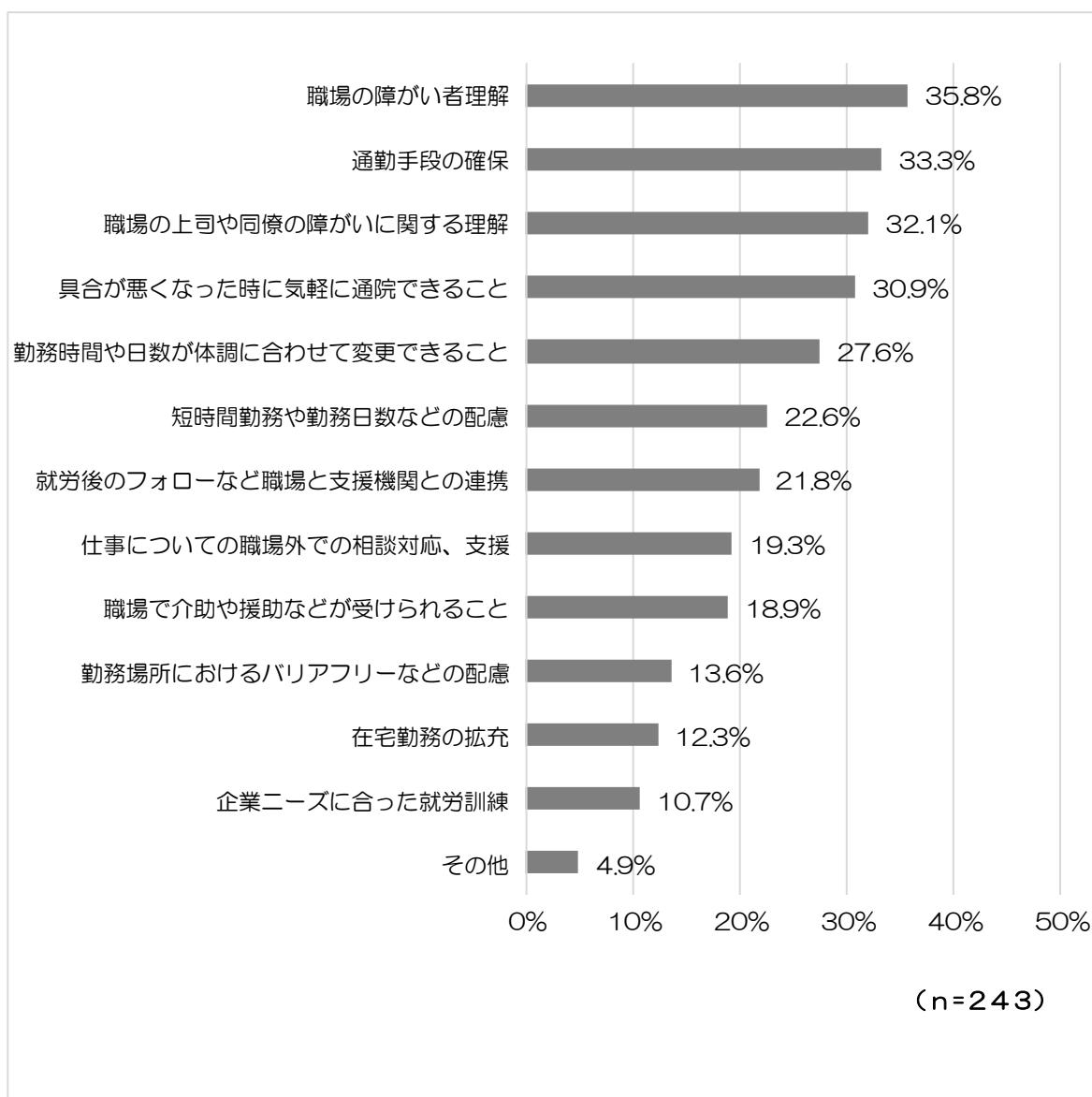


【その他】

- 歩行困難
- 親が出来ない時
- 服の選択ができない
- 外出時は施設職員が一緒なので安心
- 子どもまかせ
- 近いので困らない
- 交通機関が不自由
- 特になし

3. 必要だと思う障がい者就労支援

必要だと思う障がい者の就労支援としては、全体でみると「職場（会社など）の障がい者理解」が35.8%と最も高く、次いで「通勤手段の確保」が33.3%、「職場の上司や同僚の障がいに対する理解」が32.1%となっています。

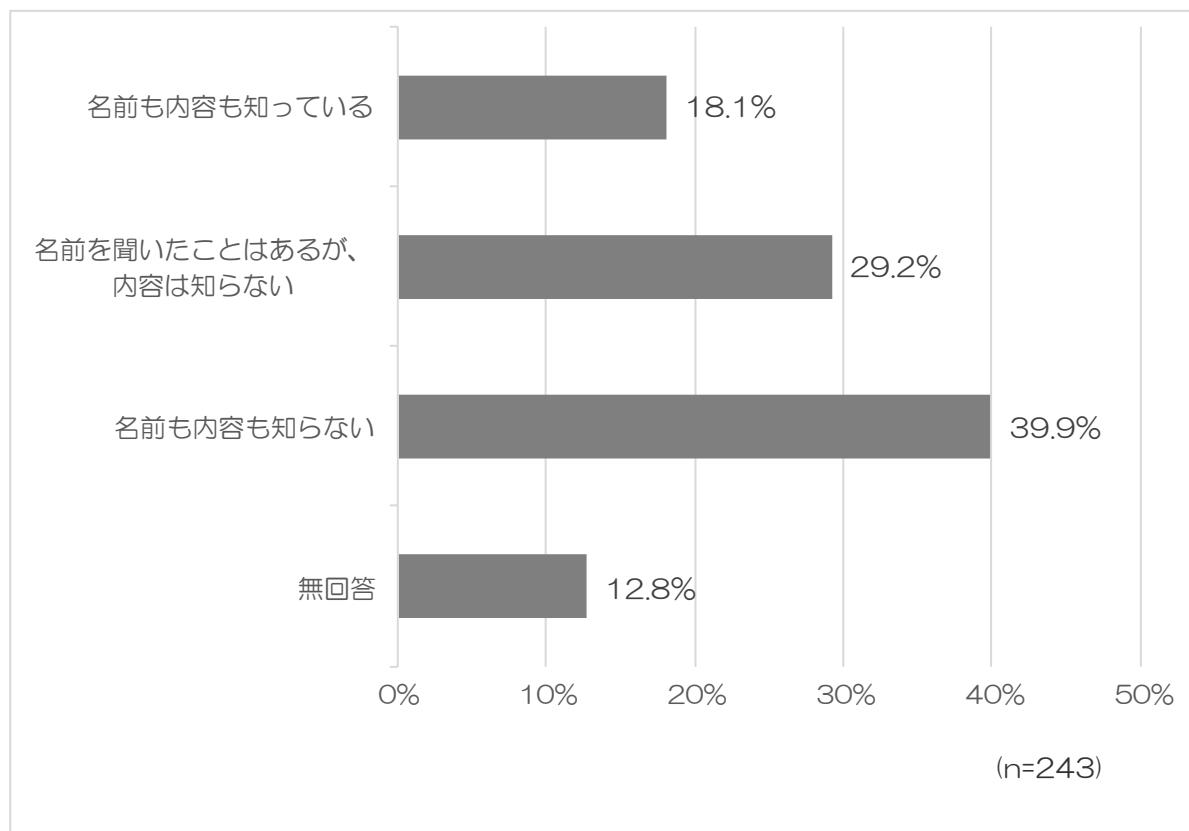


【その他】

- ・金銭面
- ・職種選べない
- ・求人として受け入れない

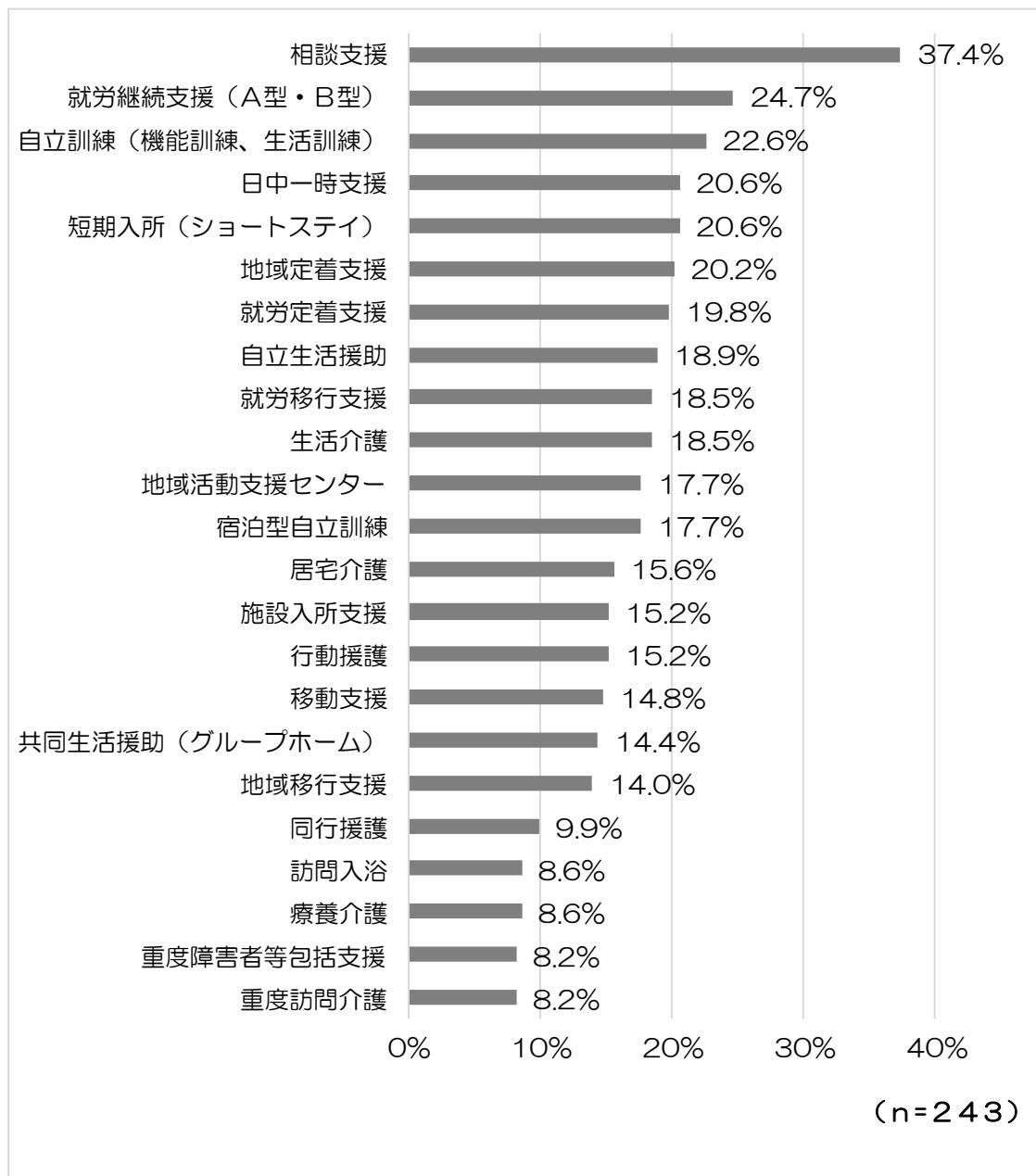
4. 成年後見制度について

成年後見制度については、全体でみると「名前も内容も知らない」が39.9%と最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が29.2%、「名前も内容も知っている」が18.1%となっています。



5. 今後、利用したいと思う障がい福祉サービス

今後、利用したいと思う障がい福祉サービスは、「相談支援」が37.4%と最も高く、次いで就労継続支援（A型・B型）が24.7%、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」が22.6%、「日中一時支援」と「短期入所（ショートステイ）」が同水準の20.6%となっています。

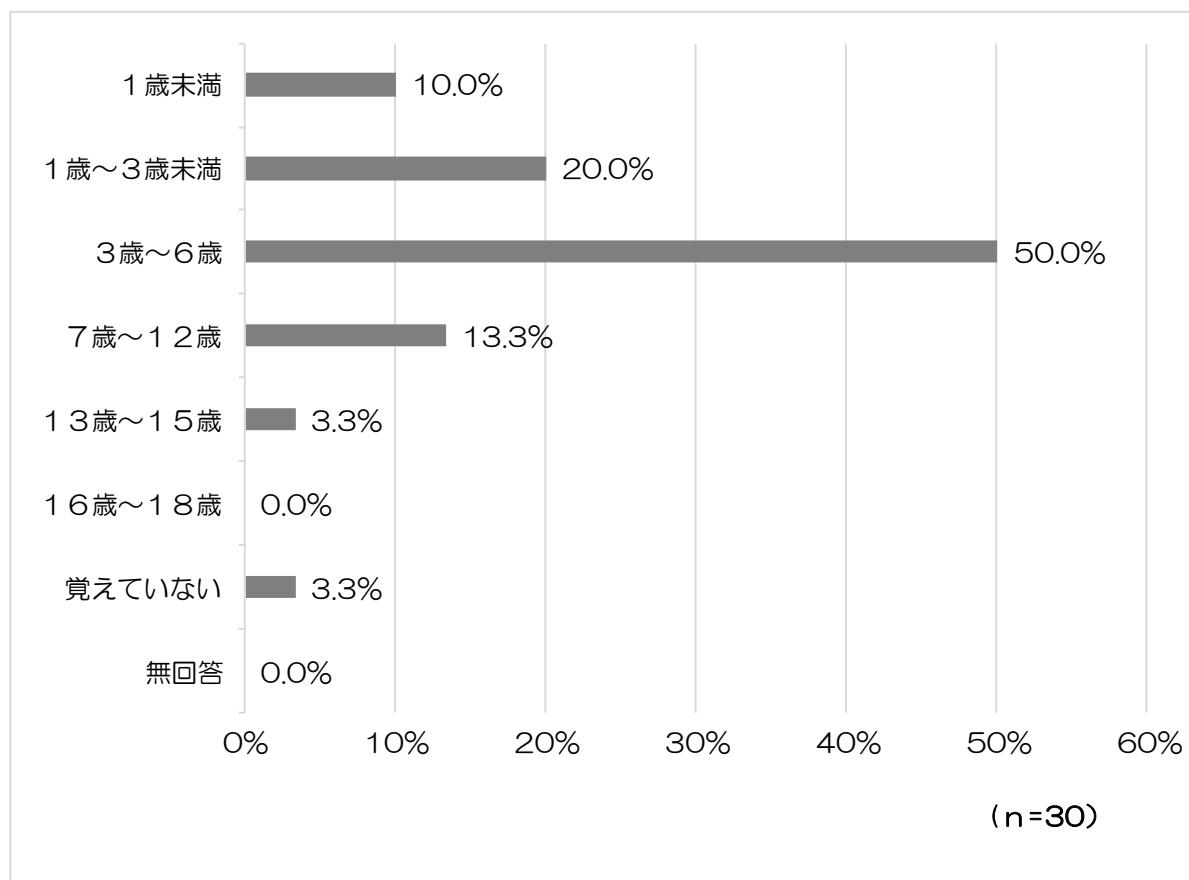


(3) 障がい者福祉に関するアンケート調査（障がい児用）結果概要

※結果は一部です。

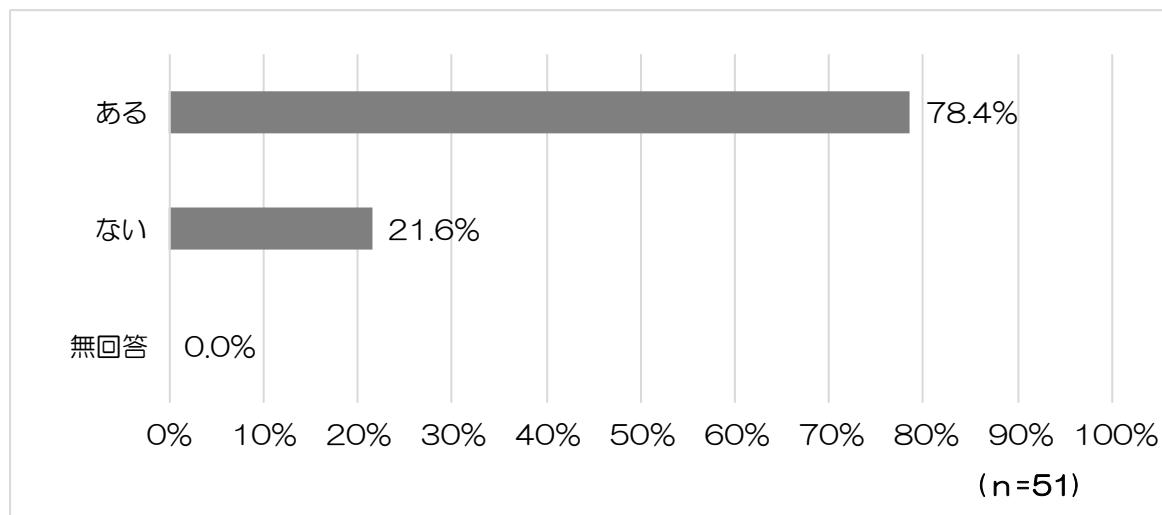
1. 障害者手帳を取得した時期について

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳）を取得した時期は、「3歳～6歳」が50.0%と最も高く、次いで「1歳～3歳未満」が20.0%、「7歳～12歳」が13.3%となっています。



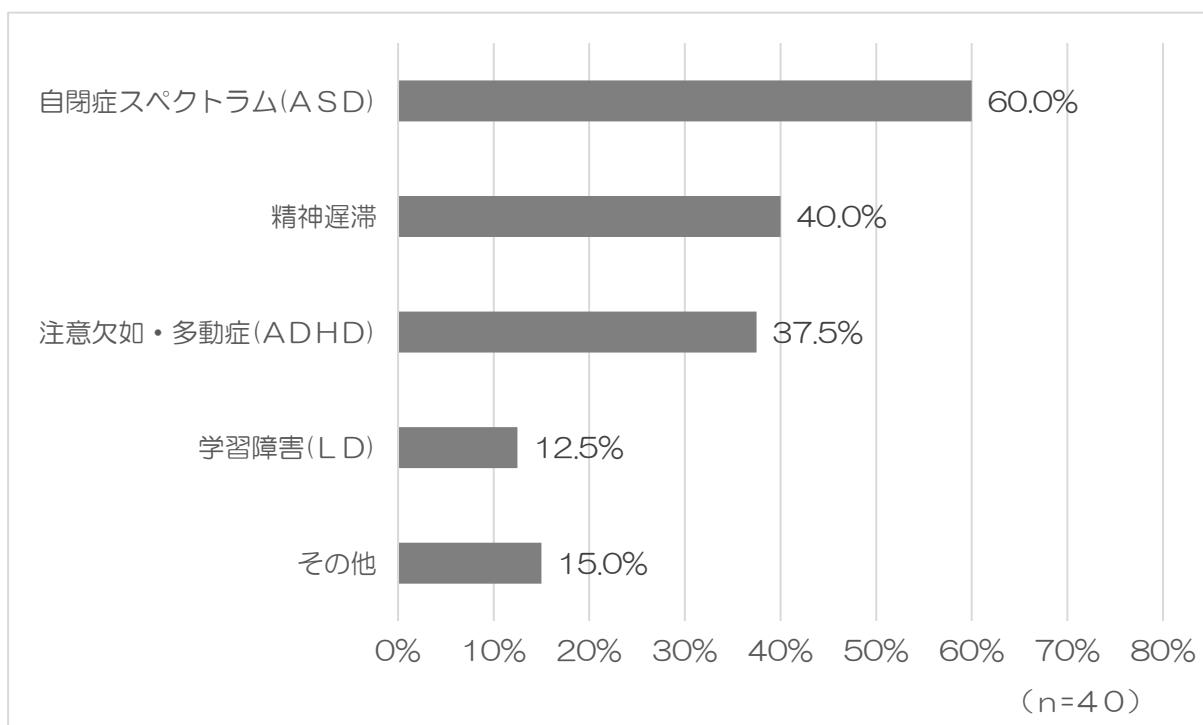
2. 発達障がいの診断の有無について

発達障がいの診断の有無は、「ある」が78.4%、「ない」が21.6%となっています。



3. 発達障がいの種類について

本人の発達障がいの種類は、「自閉症スペクトラム（ASD）」が60.0%と最も高く、次いで「精神遅滞」が40.0%、「注意欠如・多動症（ADHD）」が37.5%となっています。

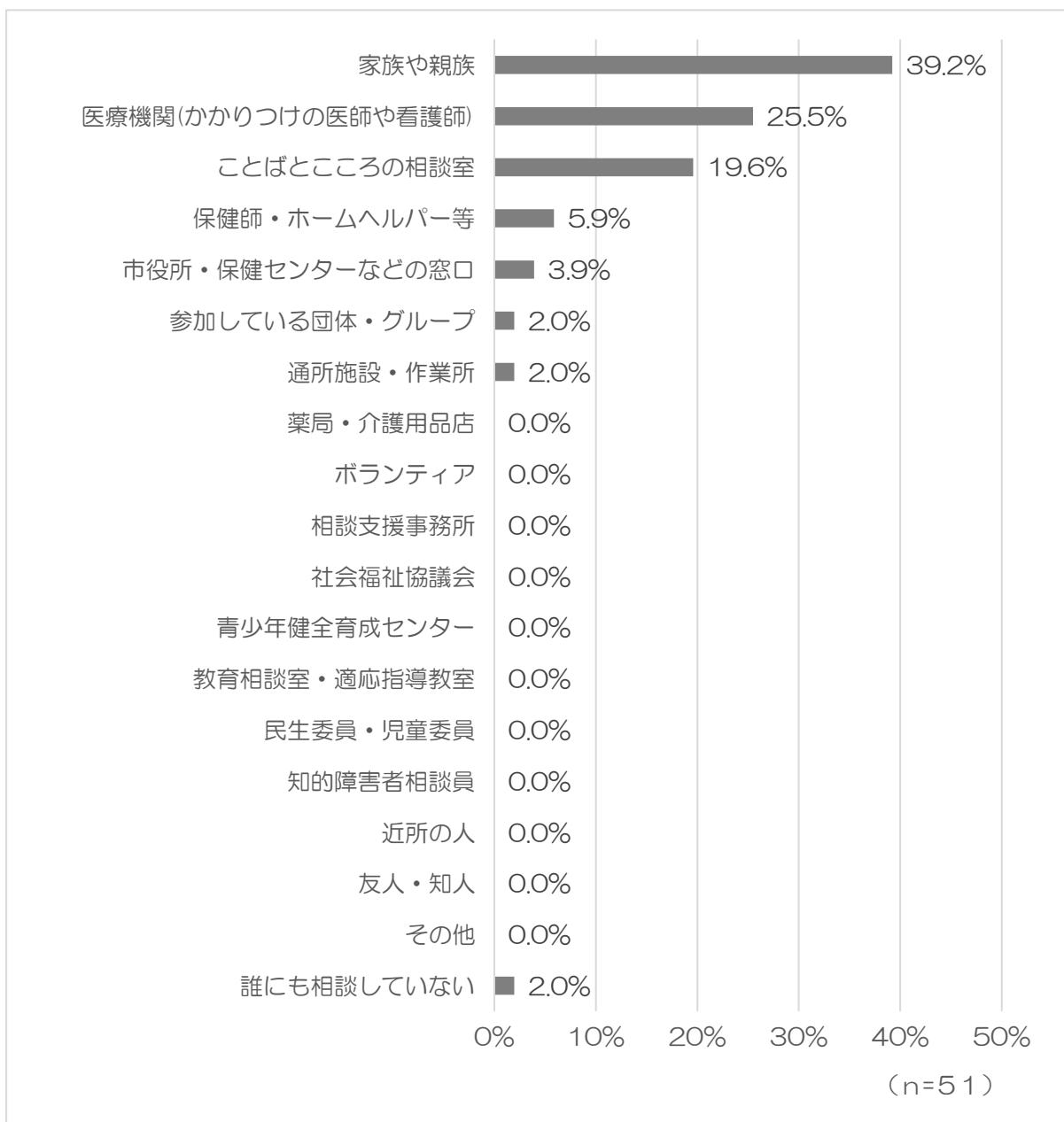


【その他】

場面かんもく症、ダウン症、高機能自閉症、診断なし

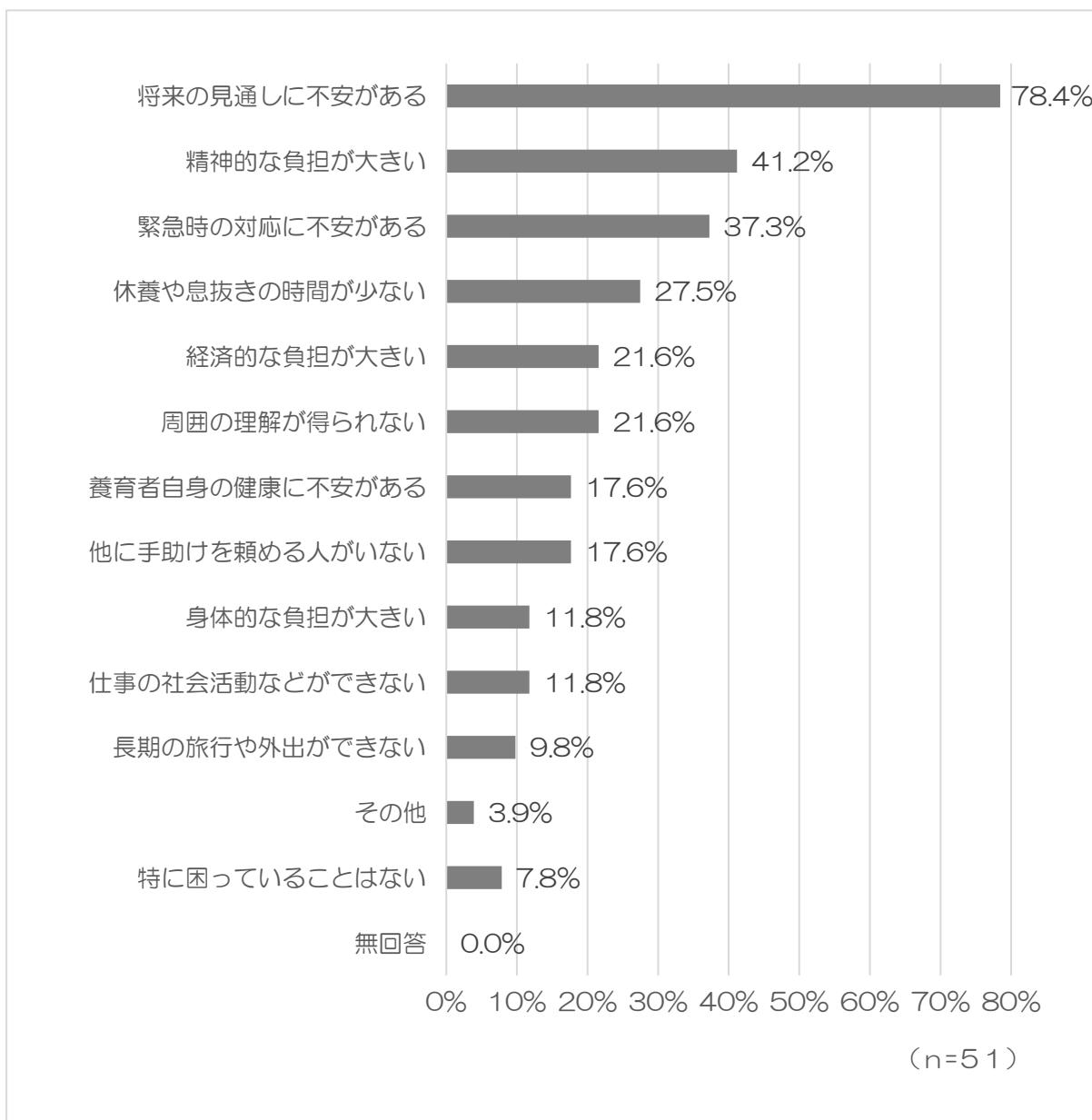
4. 障がいのあることがわかった時、最初に相談したところについて

障がいのあることがわかった時、最初に相談したところは、「家族や親族」が39.2%と最も高く、次いで「医療機関（かかりつけの医師や看護師）」が25.5%、「ことばとこころの相談室」が19.6%となっています。



5. 現在困っていることについて

現在困っていることは、「将来の見通しに不安がある」が78.4%と最も高く、次いで「精神的な負担が大きい」が41.2%、「緊急時の対応に不安がある」が37.3%、「休養や息抜きの時間がない」が27.5%となっています。

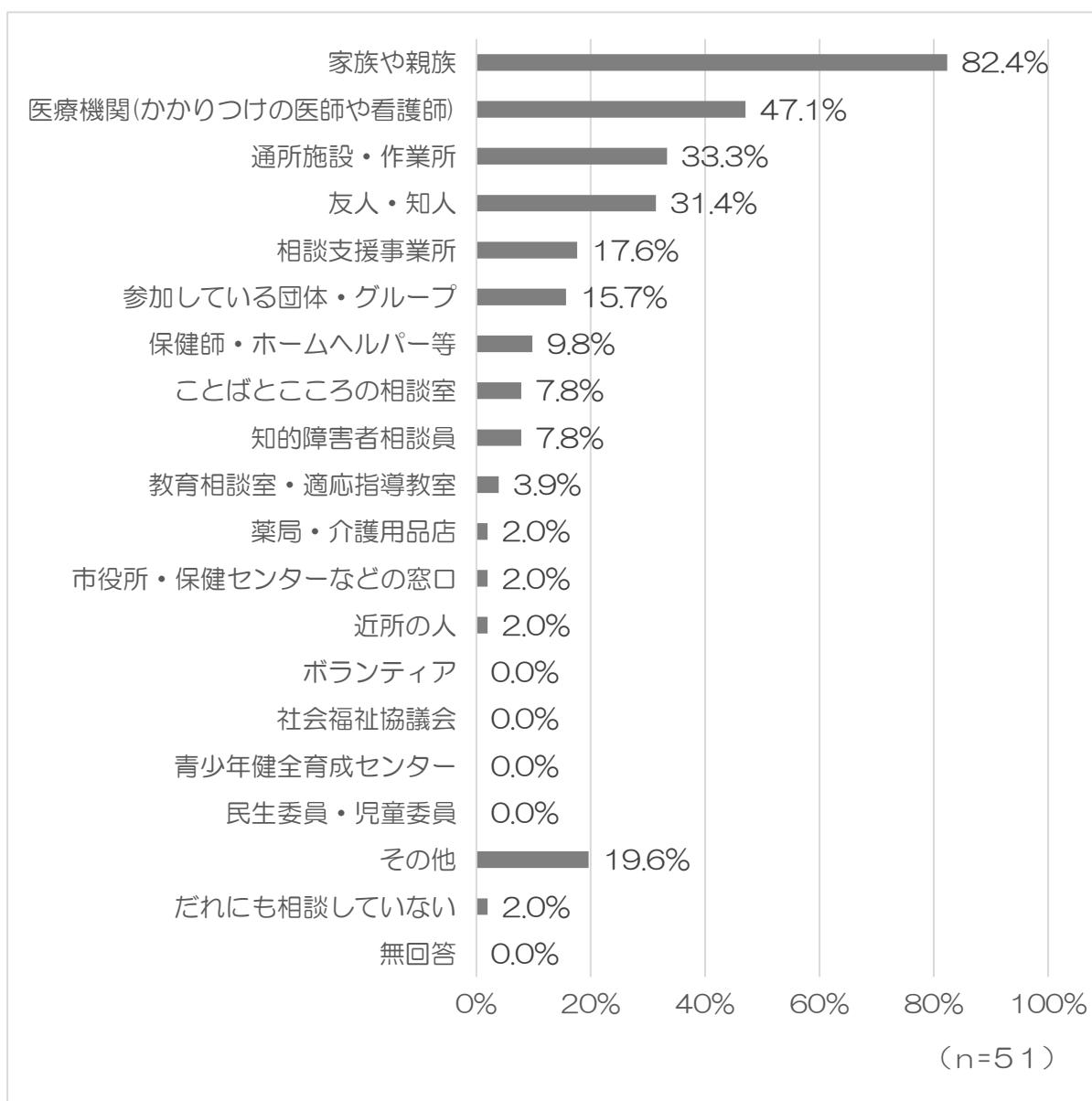


【その他】

- ・本人との対応が大変
- ・当該児の他にいる兄弟への対応など、我慢させてしまっているところが多い

6. 困ったときの相談先について

困ったときの相談先は、「家族や親族」が82.4%と最も高く、次いで「医療機関（かかりつけの医師や看護師）」が47.1%、「通所施設・作業所」が33.3%、「友人・知人」が31.4%となっています。



【参加している団体・グループ】

マザーズ、ふくちゃ部、水野谷塾、放課後等デイサービス事業所

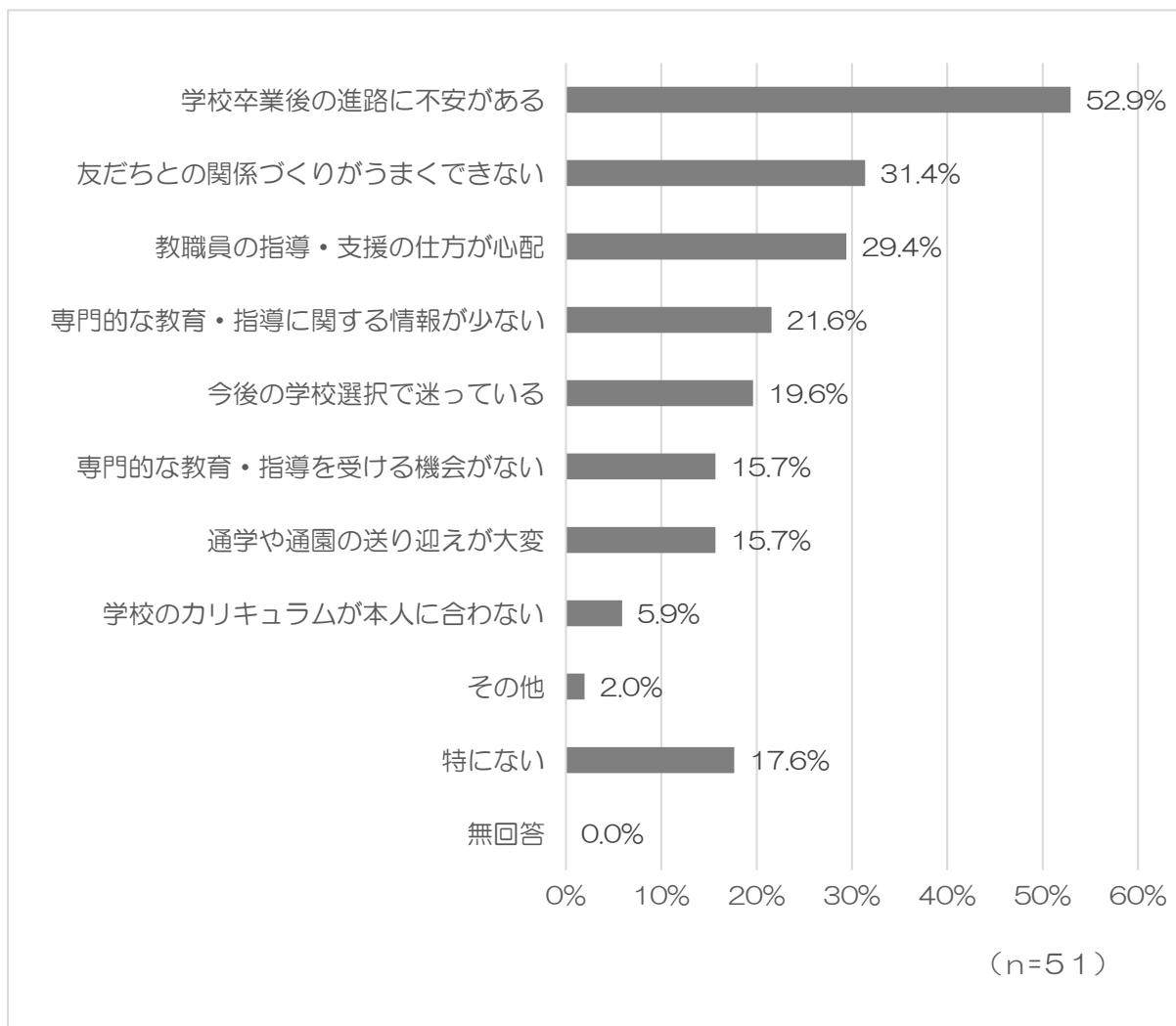
【その他】

担任の先生、通級の先生、特別支援学校の担任、病児保育、ファミサポ、

訪問看護師など

7. 学校教育について困っていることについて

学校教育について困っていることは、「学校卒業後の進路に不安がある」が 52.9%と最も高く、次いで「友だちとの関係づくりがうまくできない」が 31.4%、「教職員の指導・支援の仕方が心配」が 29.4%となっています。

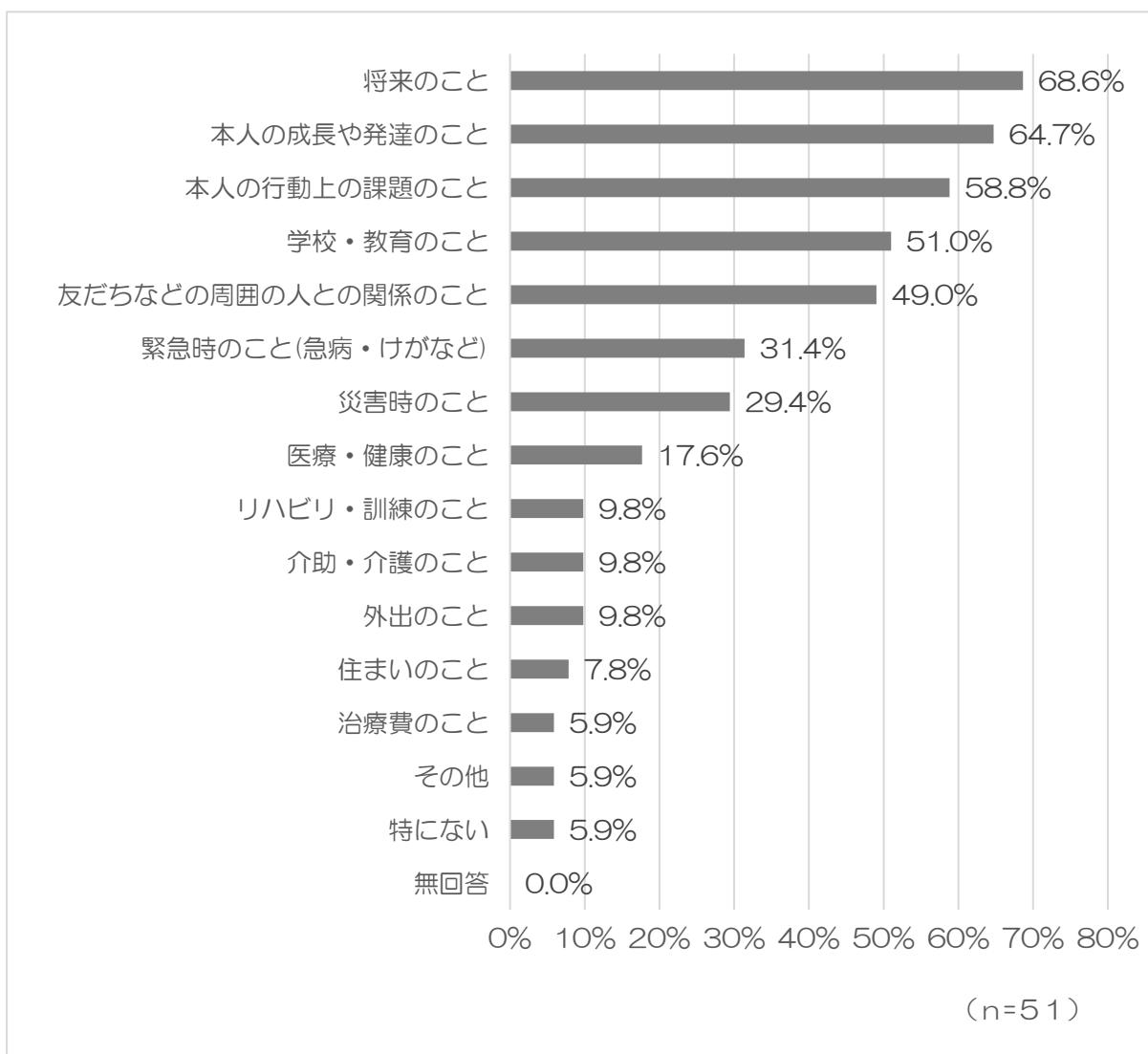


【その他】

- ・医療的ケアが必要なので母子通学になった場合の母の就労
- ・就労しないと生活ができない

8. 日常生活の中で不安に思うことや改善したいことについて

日常生活の中で不安に思うことや改善したいことは、「将来のこと」が 68.6%と最も高く、次いで「本人の成長や発達のこと」が 64.7%、「本人の行動上の課題のこと」が 58.8%となっています。

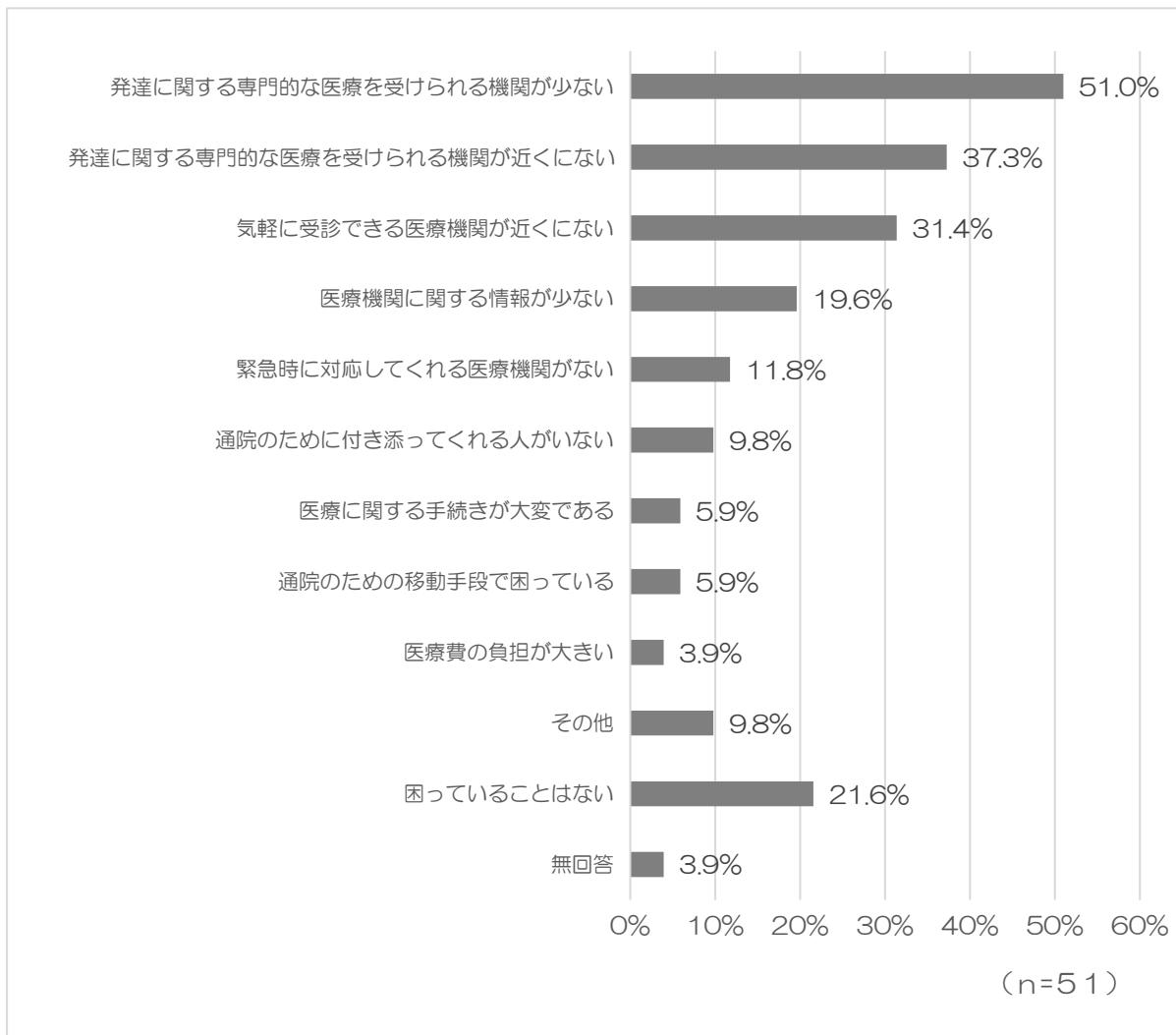


【その他】

- ・身内のうちでも母しか本児の介護ができない
- ・父親と離れて暮らしているので、本人の精神的なこと
- ・まだ小さいので、これから沢山出てくると思う

9. 医療に関して困っていることについて

医療に関して困っていることは、「発達に関する専門的な医療を受けられる機関が少ない」が51.0%と最も高く、次いで「発達に関する専門的な医療を受けられる機関が近くにない」が37.3%、「気軽に受診できる医療機関が近くにない」が31.4%となっています。

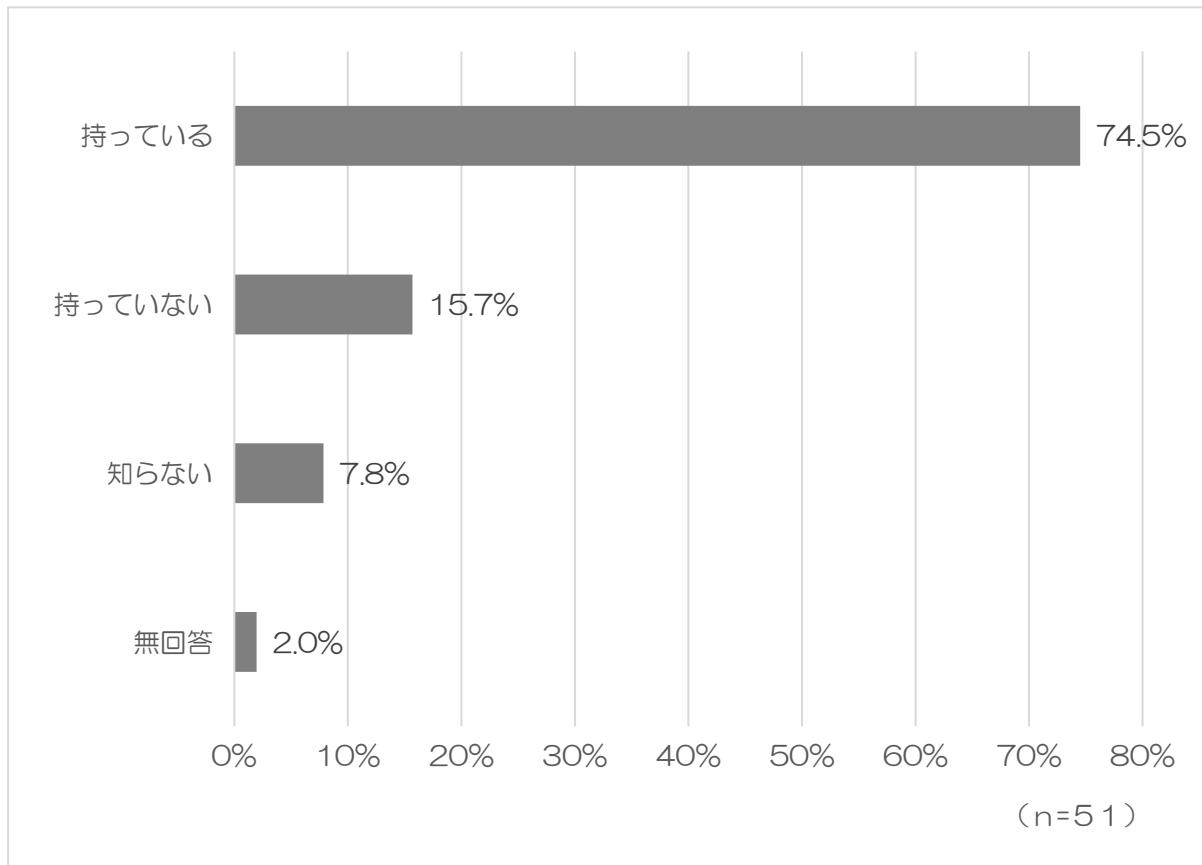


【その他】

- ・どの医療機関も待ち時間が長く、周りの人と一緒に待合室で過ごすことが難しい
(動き回ったり、独語があるので、出来る限り医者に連れて行かない)
- ・意見書をもらわなくてはいけない機会が多く、家計の負担が大きい
- ・知的障がいのある人に理解のある医療関係者が少ない
など

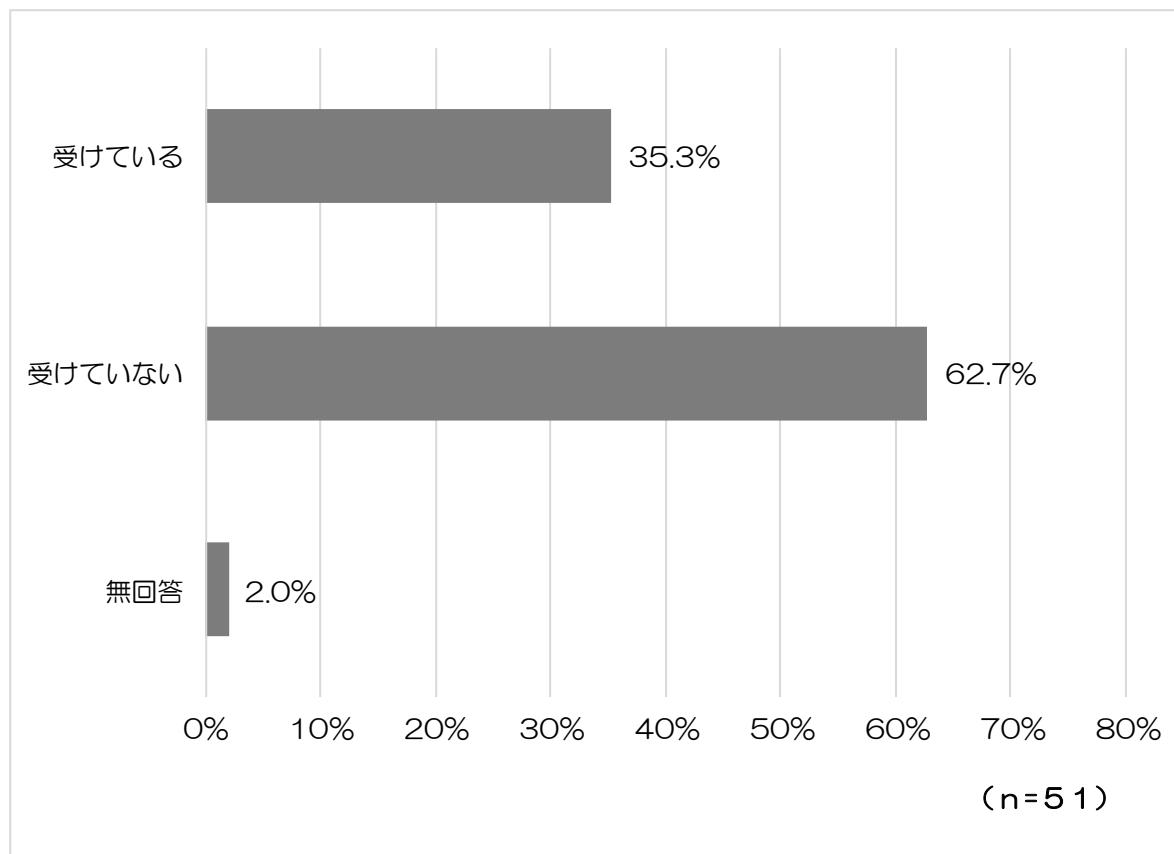
10. ぱすのーとについて

ぱすのーとの有無は、「持っている」が74.5%、「持っていない」が15.7%となっています。7.8%は「知らない」とのことでした。



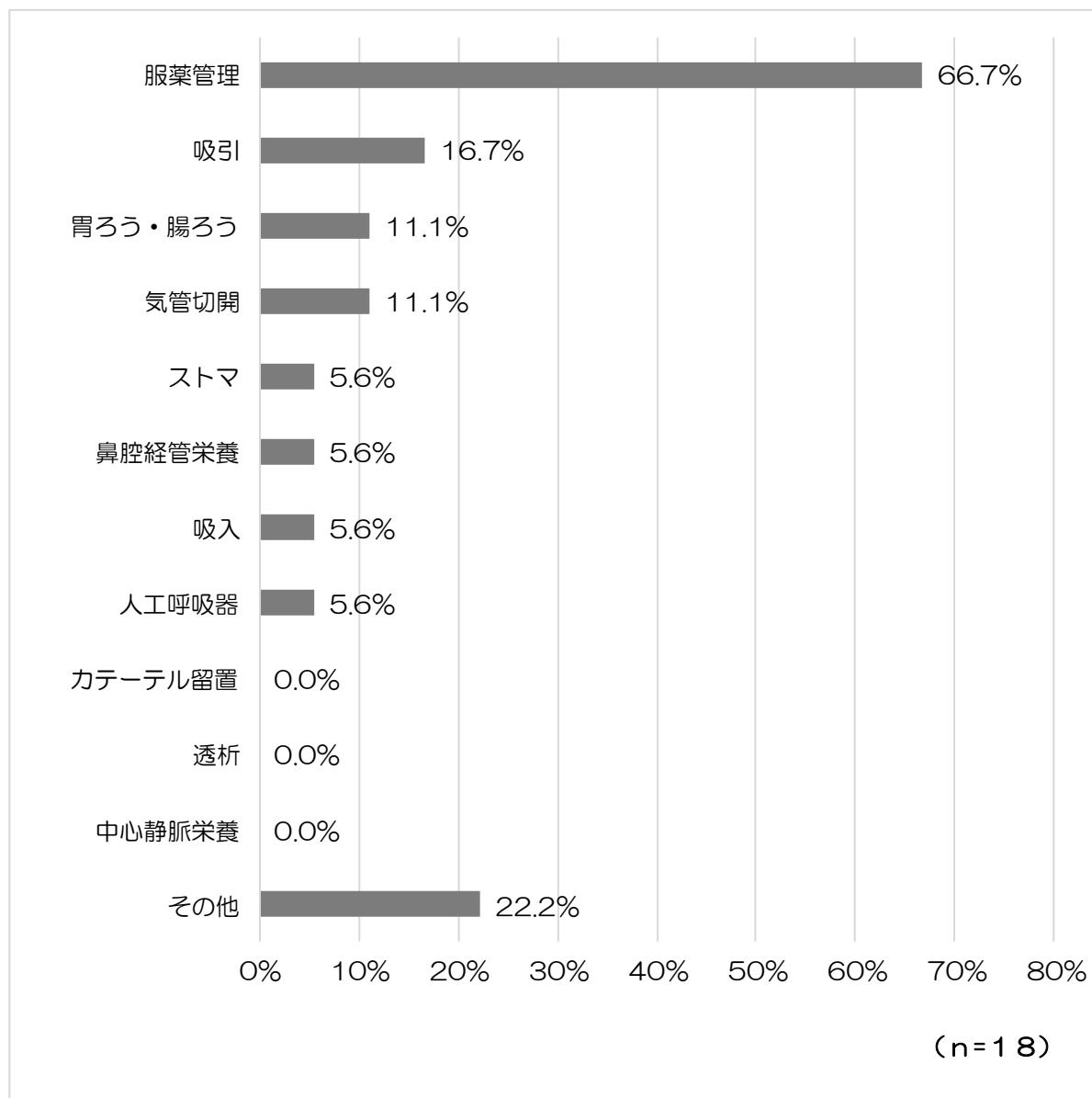
11. 医療的ケアについて

医療的ケアは、「受けている」が35.3%、「受けていない」が62.7%となっています。



12. 現在受けている医療的ケアについて

現在受けている医療的ケアは、「服薬管理（処方に基づいた服薬の指導）」が 66.7%と最も高く、次いで「吸引」が 16.7%、「胃ろう・腸ろう」と「気管切開」が同水準の 11.1%となっています。



【その他】

- 両目を白内障で手術し眼内レンズあり
- など

第3章 福祉サービス等の数値目標

1 成果目標及び活動指標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がい者が、グループホームや一般住宅等に移行し、地域生活を送ることができるようになることを目指し、令和5年度末における成果目標を定めます。

多くの方が施設入所を希望し、入所待機している村上市の実情を考えて目標値を設定します。

■国が示す基本的な考え方

- 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
- 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減

■目標設定

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の入所者数(A)	103人	令和元年度末時点の施設入所者数
【目標値】 令和5年度末の地域生活移行者数(B)	6人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
	6%	移行割合(B/A)
【目標値】 削減見込(C)	2人	施設入所者の削減見込数
	1.9%	削減割合(C/A)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるようになることを目指し、保健、医療及び福祉関係者による包括的支援体制を協議します。

なお、成果目標の設定は新潟県で行います。

【活動指標】

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	0回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	1人	1人	1人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	0回	1回

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障がい者の地域移行支援	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助	9人	17人	17人
精神障がい者の自立生活援助	0人	0人	0人

(3) 地域生活支援拠点の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点を整備することを目指し、令和5年度末における成果目標を設定します。

■国が示す基本的な考え方

令和5年度末までに、各市町村又は各障害福祉圏域に少なくとも1つの拠点を整備することを基本とし、運用状況について年1回以上検証・検討を実施

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点の確保	1箇所	令和5年度末までに整備を行います。
地域生活支援拠点の年1回以上の検証・検討の実施	年1回	年1回以上検証・検討を実施します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者の一般就労への移行を進めるため、令和5年度における成果目標を設定します。

就労定着支援を行う事業所がない村上市の実情を考えて目標値を設定します。

①福祉施設から一般就労への移行

■国が示す基本的な考え方

- 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者を令和元年度の移行実績の1.27倍以上
 - ・就労移行支援事業：1.30倍以上
 - ・就労継続支援A型事業：概ね1.26倍以上
 - ・就労継続支援B型事業：概ね1.23倍以上

■目標設定

項目	数値	考え方
【基準値】 福祉施設から就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数（A）	4人	令和元年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数
【基準値】 就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数（B）	1人	令和元年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数
【基準値】 就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数（C）	3人	令和元年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数
【基準値】 就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数（D）	0人	令和元年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数
【目標値】 目標年度（令和5年度）の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数（E）	7人	令和5年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数
	1.75%	移行割合（E/A）
【目標値】 目標年度（令和5年度）の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数（F）	2人	令和5年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数
	2.00%	移行割合（F/B）
【目標値】 目標年度（令和5年度）の就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数（G）	4人	令和5年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数
	1.33%	移行割合（G/C）
【目標値】 目標年度（令和5年度）の就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数（H）	1人	令和5年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数
	—	移行割合（H/D）

②就労定着支援事業の利用者数

■国が示す基本的な考え方

- 令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本

■目標設定

項目	数値	考え方
【目標値】 目標年度（令和5年度）の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数（A）	7人	令和5年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数
【目標値】 目標値（A）のうち就労定着支援事業を通じた一般就労移行者数（B）	5人	令和5年度の就労定着支援事業を通じた一般就労移行者数
	71%	移行割合（B/A）

③就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合

■国が示す基本的な考え方

○令和5年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定

■目標設定

項目	数値	考え方
【目標値】 令和5年度末の就労定着支援事業所の数 (A)	0箇所	令和5年度末における就労定着支援事業所の数
【目標値】 令和5年度末の就労定着率8割以上の事業所の数 (B)	0箇所	令和5年度末の就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の数
	—	割合(B/A)

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児の健やかな育成のための発達支援を目指すため、令和5年度末における目標値を設定します。

①障がい児支援の提供体制

■国が示す基本的な考え方

○令和5年度末までに、下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定

- ・児童発達支援センターを少なくとも1か所以上
- ・保育所等訪問支援：利用できる体制を構築
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを1か所以上

項目	目標値	考え方
児童発達支援センターの設置	1箇所	令和5年度末までに整備を行います。
保育所等訪問支援の提供体制	1箇所	利用できる体制を構築済です。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援の確保	1箇所	利用できる体制を構築済です。
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	1箇所	利用できる体制を構築済です。

②医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置等

■国が示す基本的な考え方

○令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定

項目	目標値	考え方
令和5年度末時点での協議の場の設置の有無	設置有	協議の場を設置済です。
令和5年度末時点での医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置の有無	配置有	コーディネーターを配置済です。

【活動指標】

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1人	1人	1人

(6) 相談支援体制の充実・強化等

障がいのある人への相談支援体制の充実・強化を図るため、令和5年度末における目標値を設定します。

■国が示す基本的な考え方

○令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保

項目	目標値	考え方
令和5年度末時点での総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無	体制有	令和5年度末までに基幹相談支援センター等を活用した体制整備を行います。
令和5年度末時点での地域の相談支援体制を充実・強化する体制の有無	体制有	令和5年度末までに基幹相談支援センター等を活用した体制整備を行います。

【活動指標】

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無	無	有	有
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	0件	1件	1件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0件	1件	1件
地域の相談支援との連携強化の取組の実施回数	0件	1件	1件

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質を向上させるため、令和5年度末における目標値を設定します。

■国が示す基本的な考え方

- 令和5年度末までに都道府県及び市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築

項目	目標値	考え方
令和5年度末時点での、障がい福祉サービスの質の向上を図るための取組に関する事項を実施する体制構築の有無	体制有	新潟県や村上・岩船地域自立支援協議会主催のサービス等に係る研修へ参加します。令和5年度末までに障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有についての協議の場を設置します。

【活動指標】

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新潟県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への職員の参加人数	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無と実施回数	無・0回	無・0回	有・1回

2 障がい福祉サービス等の見込量

【見込量の考え方】

現在の利用者数、障がい者や家族等のニーズ、利用者の増加傾向を勘案し見込みました。

(1) 訪問系サービス

事業項目	事業内容
居宅介護	ヘルパーの派遣により、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、移動時や外出先での必要な視覚情報の提供支援や移動援護、排せつ・食事等の介護などを行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【計画期間の見込量】

種類	区分	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用時間	684 時間	705 時間	735 時間	765 時間
	利用者数	46 人	47 人	49 人	51 人
重度訪問介護	利用時間	1 時間	100 時間	100 時間	100 時間
	利用者数	1 人	1 人	1 人	1 人
同行援護	利用時間	23 時間	24 時間	24 時間	32 時間
	利用者数	3 人	3 人	3 人	4 人
行動援護	利用時間	1 時間	14 時間	14 時間	14 時間
	利用者数	1 人	2 人	2 人	2 人
重度障害者等包括支援	利用時間	0 時間	150 時間	150 時間	150 時間
	利用者数	0 人	1 人	1 人	1 人

(2) 日中活動系サービス

事業項目	事業内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創造的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をしています。
短期入所 (福祉型、医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【計画期間の見込量】

種類	区分	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用日数	2,907人日分	3,255人日分	3,465人日分	3,465人日分
	利用者数	145人	155人	165人	165人
自立訓練 (機能訓練)	利用日数	17人日分	22人日分	22人日分	22人日分
	利用者数	1人	1人	1人	1人
自立訓練 (生活訓練)	利用日数	692人日分	714人日分	748人日分	782人日分
	利用者数	41人	42人	44人	46人
就労移行支援	利用日数	77人日分	78人日分	78人日分	91人日分
	利用者数	6人	6人	6人	7人
就労継続支援 (A型)	利用日数	515人日分	520人日分	520人日分	540人日分
	利用者数	26人	26人	26人	27人
就労継続支援 (B型)	利用日数	2,935人日分	3,906人日分	3,906人日分	3,906人日分
	利用者数	167人	217人	217人	217人
就労定着支援	利用者数	2人	1人	3人	5人
療養介護	利用者数	10人	10人	10人	11人
短期入所 (福祉型、医療型)	利用日数	371人日分	385人日分	407人日分	429人日分
	利用者数	34人	35人	37人	39人

(3) 居住系サービス

事業項目	事業内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。

【計画期間の見込量】

種類	区分	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数	0人	0人	0人	0人
共同生活援助	利用者数	36人	45人	54人	54人
施設入所支援	利用者数	103人	103人	102人	101人

(4) 相談支援

事業項目	事業内容
計画相談支援	障がい者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、福祉・医療等の専門家や機関が相互に協力し合い、よりきめ細かい支援を行います。
地域移行支援	精神科病院に入院している精神障がい者又は障がい者施設等に入所している障がい者について、住居の確保や地域での生活に移行するための支援や相談を行います。
地域定着支援	地域移行した居宅にて単身等で生活する障がい者につき、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急時等に相談等必要な支援を行います。

【計画期間の見込量】

種類	区分	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数	103人	111人	114人	117人
地域移行支援	利用者数	0人	1人	1人	1人
地域定着支援	利用者数	0人	1人	1人	1人

(5) 障がい児支援

事業項目	事業内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援の事業内容及び治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後又は休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等へ行き障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対する居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、福祉・医療等の専門家や機関が相互に協力し合い、よりきめ細かい支援を行います。
障害児入所支援 (福祉型、医療型)	障害児入所施設または指定医療機関に入所等をする障がい児に対して、保護・日常生活の指導・治療（医療型）等を行います。

【計画期間の見込量】

種類	区分	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用日数	277人日分	400人日分	500人日分	600人日分
	利用児童数	30人	40人	50人	60人
医療型児童発達支援	利用日数	0人日分	3人日分	3人日分	3人日分
	利用児童数	0人	1人	1人	1人
放課後等デイサービス	利用日数	869人日分	1,320人日分	1,430人日分	1,540人日分
	利用児童数	74人	111人	121人	130人
保育所等訪問支援	利用日数	18人日分	26人日分	36人日分	46人日分
	利用児童数	9人	13人	18人	23人
居宅訪問型児童発達支援	利用日数	0人日分	9人日分	9人日分	9人日分
	利用児童数	0人	3人	3人	3人
障害児相談支援	利用児童数	40人	64人	72人	80人
障害児入所支援 (福祉型、医療型)	利用児童数	2人	2人	2人	2人

(6) 発達障がいのある人等に対する支援

事業項目	事業内容
ペアレントトレーニング	保護者などがロールプレイや宿題を通じて子どもへの肯定的な働きかけなどを学ぶことによって、保護者などの心理的なストレスの改善や子どもの適切な行動などを促す方法です。
ペアレントプログラム	保護者が自分自身や子どもについて行動の面から把握することで、認知的な枠組みを修正していくことを目的としたプログラムです。
ペアレントメンター	発達障がいを持つ子どもを育てた経験のある保護者が、自身の育児経験を活かして、同じ悩みを抱える保護者などに対して相談や情報提供を行う活動です。
ピアサポート	同じ問題や環境を体験する人が、その体験によって生ずる感情を共有することで安心感や自己肯定感を得る活動です。

【計画期間の見込量】

種類	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニング やペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	受講者数	22人	16人	16人	16人
ペアレントメンターの人数	人数	0人	0人	0人	0人
ピアサポートの活動への参加人数	参加人数	0人	1人	1人	1人

3 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

障がいのある人の福祉に関する諸般の問題につき、本人や保護者又は介護者からの相談に応じ、福祉サービスの利用援助、権利擁護のための支援、専門機関の紹介、ケアマネジメント等の必要な情報の提供及び助言等を行います。

事業については引き続き実施します。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施状況	有	有	有	有

②自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等及びその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を行う団体等に対し、その活動を支援します。

事業については引き続き実施します。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施状況	有	有	有	有

③相談支援事業

障がいのある人の福祉に関する諸般の問題につき、本人や保護者又は介護者からの相談に応じ、福祉サービスの利用援助や権利擁護のための支援、行政機関や専門機関の紹介及びケアマネジメント等の必要な情報の提供及び助言等を行います。

また、行政のほか、福祉・医療等関係機関と連携を図りながら、本人や家族だけでは解決されない問題等について、障害支援区分や生活状況に応じた各種福祉サービスの利用につなげるサポートを行います。

基幹相談支援センターについては、令和5年度末までの設置を見込みます。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	実施箇所	2	2	2	2
基幹相談支援センター	実施状況	無	無	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施状況	無	無	無	無

④成年後見制度利用支援事業

知的障がい者又は精神障がい者で、成年後見制度利用に対して必要と認められる場合、登記手数料・鑑定料等の費用や後見人等の報酬の一部若しくは全部を助成します。

事業については引き続き実施します。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実施人数	3	3	4	5

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見等の申し立てが増加する一方、後見人等の扱い手不足が懸念されるため、法人後見実施に向けた支援を行います。

事業については引き続き実施します。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施状況	有	有	有	有

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話奉仕員・要約筆記奉仕員を派遣します。派遣に関わる部分の利用者負担はありません。

手話通訳者設置事業は、聴覚障がいのある人のコミュニケーション支援を行えるように1人を見込みます。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、過去の実績をもとに利用者数を見込みます。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込人数	36	30	30	30
手話通訳者設置事業	実設置見込人数	0	1	1	1

⑦日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人に対し、日常生活上の便宜を図るために、自立生活支援用具等の要件を満たす用具を給付します。

各年度の件数については今までの実績や現在の利用状況から求めた数値をもとに見込みます。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件	3	3	4	5
自立生活支援用具	件	9	9	9	9
在宅療養等支援用具	件	7	7	7	7
情報・意思疎通支援用具	件	33	38	42	46
排せつ管理支援用具	件	1,347	1,362	1,375	1,388
住宅改修費	件	2	2	2	2

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員の養成を目指し研修を行います。

各年度の人数については、現在の状況から求めた人数をもとに見込みます。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	登録見込者数	3	3	3	3

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な人について支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

対象となる外出は、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出です。

各年度の人数や時間については、現在の状況をもとに見込みます。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実人数	15	15	16	17
	延べ時間	496	495	528	561

⑩地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターでは、障がい者等が通所により、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行います。

このうち、「基礎的事業」として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を行い、「機能強化事業」として、相談機能、機能訓練などを実施する事業があります。

各年度の人数については、現在の状況から求めた人数をもとに見込みます。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基礎的事業及び機能強化事業	実施か所	4	3	2	2
	人	174	140	140	140

(2) 任意事業

①訪問入浴サービス

地域における障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持や心身機能の維持等を図ります。

実績及び現在の利用状況等を勘案し、毎年7人の利用を見込みます。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス	設置か所	1	1	1	1
	実人数	5	7	7	7

②日中一時支援

日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。

各年度の人数については、実績及び現在の利用状況等を勘案し見込みます。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	令和元年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援	利用人日	4,837	5,640	5,910	6,180
	利用人数	537	564	591	618

資料編

資料1 村上・岩船地域自立支援協議会委員名簿

任期：平成31年4月1日～令和4年3月31日

No	区分	所属	職名	氏名	備考
1	第1号委員 障害者・市民を代表する者	村上市身体障害者団体連合会	会長	太田 猪海朗	
2		村上市手をつなぐ育成会	会長	貝沼 満里子	
3		関川村手をつなぐ育成会	会長	松田 裕美	
4		岩船地域精神障がい者家族会連合会	会長	菅 静子	会長
5		村上市民生委員児童委員協議会連合会		佐藤 竹四	
6		関川村代表		鈴木 久子	
7		粟島浦村代表		松浦 春次	
8	第2号委員 学識経験を有する者	学校法人 北都健勝学園	監事	小野 敏子	
9	第3号委員 障害福祉サービス事業関係者	医療法人 貢善会	施設長	鈴木 芳晴	
10		社会福祉法人 村上岩船福祉会	施設長	柳沼 俊宏	
11		社会福祉法人 阿賀北福祉会	園長	加藤 和彦	
12		社会福祉法人 青空会	施設長	小菅 伸一	
13		NPO法人 ふれあいネットせきかわ	代表理事	横山 富男	副会長
14	第4号委員 保健・医療関係者	村上地域振興局健康福祉部	部長	佐々木 綾子	
15		村上市岩船郡医師会	理事	馬場 肝作	
16	第5号委員 教育関係者	村上特別支援学校	校長	西村 武志	
17	第6号委員 雇用関係者	村上公共職業安定所	所長	長谷川 徹	
18	第7号委員 関係行政機関の職員	新発田地域振興局 健康福祉環境部地域福祉課	課長	上島 秀樹	

(敬称略)

資料2 策定の経過

年月日	内 容
令和2年6月17日 ～6月29日	令和2年度 第1回村上・岩船地域自立支援協議会（書面議決）
令和2年7月17日 ～8月3日	福祉に関するアンケート調査（対象者400人・障がい者向け）及び 障がい者福祉に関するアンケート調査（障がい児用）（対象者100人・障がい児向け）の実施
令和2年10月1日	第6期市町村障害福祉計画等に係る県ヒアリング
令和2年12月17日	令和2年度 第2回村上・岩船地域自立支援協議会
令和3年1月18日 ～令和3年2月8日	意見公募（パブリックコメント）
令和3年2月18日 (予定)	令和2年度 第3回村上・岩船地域自立支援協議会

第6期村上市障がい福祉計画
第2期村上市障がい児福祉計画

令和3年3月 発行

発行者 村上市

編 集 村上市 福祉課 福祉政策室

〒958-8501

新潟県村上市三之町 1 番地 1 号

電話 : (0254)53-2111 (内線:2321)

FAX : (0254)53-3840

E-mail : fukushi-s@city.murakami.lg.jp